

1 全体事項

- (1) 計画地を通過する主要地方道仙台松島線については、現況で交通渋滞が発生しており、隣接地で先行する仙台貨物ターミナル駅移転計画（以下「隣接事業」とする）に加え、本事業の実施によりさらなる交通負荷が懸念される。

このことから、関係機関と協議の上、交差点改良や商業施設等への進入路の確保など、適切な交通対策を検討するとともに、対策前後の交通解析結果を環境影響評価準備書に示すこと。

- (2) 計画地を含む田園地域は、市街地に残された貴重な自然景観資源であるとともに、動物の重要な生息地であることから、地域住民とコミュニケーションを図りながら、田園風景との調和や緑のネットワークの形成、周辺の自然環境に配慮した事業計画を検討すること。また、水田の貯水機能の損失に配慮した事業計画を検討すること。

- (3) 計画地及びその周辺には住宅地や学校等が存在することから、地域の生活環境や安全性に配慮した工事計画及び事業計画を検討すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 工事中の粉じんの影響について、一般項目とすること。
- (2) 現地調査にあたっては、隣接事業の工事による影響を確認の上、地域の大気環境の状況を適切に把握すること。

(水環境)

- (3) 河川の流量等に係る調査にあたっては、晴天時に加え、降雨時にも実施すること。
- (4) 供用後に給油施設を設置するなど、油を使用する企業が立地する可能性があることから、水環境に対する配慮事項を環境影響評価準備書に示すこと。

(土壌環境)

- (5) 既存文献調査によれば計画地内に活断層が存在することから、今後のボーリング調査結果等を踏まえ、適切な対策を講じるとともに、液状化対策の検討にあたっては、造成地盤に加え、現況地盤についても対象とすること。

(動物)

- (6) 工事用車両及び供用後の関連車両が水田地帯を走行することにより、ロードキル（轢死）が懸念されることから、動物に対する配慮事項を環境影響評価準備書に示すこと。